

建築物のさらなるバリアフリー化に向けて

建築物のさらなるバリアフリー化に向けて

○2025年の大阪・関西万博を契機として、建築物のさらなるバリアフリー化を促進するため、「大阪府福祉のまちづくり勉強会」で示された高齢者、障がい者等の当事者ニーズなどを踏まえつつ、福祉のまちづくり条例に基づく基準や条例ガイドラインの見直し、福祉のまちづくりに資するソフト施策の充実などの検討を進める。

これまでの主な取組

- 平成5年 大阪府福祉のまちづくり条例 制定 (全国に先駆けて条例制定)
- 平成14年 大阪府福祉のまちづくり条例 改正 (対象用途の追加や対象規模の引下げ、子育て支援設備やオストメイト等の基準を追加)
- 平成21年 大阪府福祉のまちづくり条例 改正 (バリアフリー法委任条例化により、基準適合を義務化)
- 平成28年 大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン 策定
- 令和2年 大阪府福祉のまちづくり条例 改正 (ホテルのバリアフリー化、情報発信を促進)
- 令和5年 大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン 改定 (小規模店舗のバリアフリー化等を促進)

今後の取組の方向性 (案)

➤ 大阪・関西万博を契機として建築物のさらなるバリアフリー化を促進するため、審議会・部会で議論を深めつつ、以下の検討を実施

条例基準等の見直し

- 対象規模の見直し
- 基準の見直し

<整理すべき課題>

- ・経済的合理性(出店計画等経済活動への影響)
- ・建築計画への影響の有無(物理的な支障の有無)
- ・実効性(建築審査時、維持管理等での基準適合担保) 等

条例ガイドラインの見直し、普及啓発

- 記載内容の充実化
- 大阪・関西万博 施設整備UDガイドラインの反映
- 設計者・事業者等への普及啓発

<整理すべき課題>

- ・優良事例の収集、よりわかりやすい内容の検討等

ソフト施策の充実

- バリアフリー情報発信の促進
- 事業者等のバリアフリーに対する理解醸成
- 計画段階での当事者参画の促進

課題を整理の上、令和6年度上半期を目途にとりまとめ

継続的に取組を進めつつ、「条例基準等の見直し」の検討状況に応じて、検討を深化

○福祉のまちづくり条例については、条例基準に適合しないと建築することができないといった規制であることから、**「条例基準等の見直し」については、整備状況や建築に係るコスト等の調査・分析※を行いながら、見直しの方向性について検討を進めることとする。**

※小規模店舗等における道等から主要な出入口までの段差の有無/便所内における大人用介護ベッド及びフラッシュライトの有無/劇場等における車椅子利用者用客席の状況 等

○「条例ガイドラインの見直し、普及啓発」及び「ソフト施策の充実」については、継続的に取組を進めつつ、「条例基準等の見直し」の検討状況に応じて、検討を深めていく。

〈「条例基準等の見直し」に係る検討スケジュール（案）〉

